(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

株式会社エルゴジャパンエナジー

目 次

第1	章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧
1.	環	境影響評価方法書の公告及び縦覧
	(1)	公告の日
	(2)	公告の方法
	(3)	縦覧場所
	(4)	縦覧期間
	(5)	縦覧者数
2.	環	境影響評価方法書についての説明会の開催
	(1)	公告の日及び周知方法
3.	環	境影響評価方法書についての意見の把握
	(1)	意見書の提出期間
	(2)	意見書の提出方法
	(3)	意見書の提出状況
第 2	章	環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月15日(金)

(2) 公告の方法

- ① 日刊新聞紙による公告(別紙1参照) 下記日刊紙に「公告」を掲載した。
 - ・令和3年1月15日(金)付 熊本日日新聞
- ② 地方公共団体の公報、広報紙によるお知らせ下記公報及び広報紙に「お知らせ」を掲載した。
 - ・熊本県公報 (第12992 号 告示、公告、登載依頼) (別紙2-1参照)
 - ・広報くまむら(第31号災害臨時お知らせ版)(別紙2-2参照)
- ③ インターネットによるお知らせ

令和3年1月15日(金)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・熊本県のウェブサイト (別紙 3-1 参照) https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/51607.html
- ・株式会社エルゴジャパンエナジー ウェブサイト (別紙 3-2 参照) https://www.hergojapan.com/news/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎3か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ① 関係自治体庁舎での縦覧
 - ・熊本県庁(行政棟本館1階 情報プラザ) (住所:熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1)
 - ・球磨村役場(2 階ロビー)

(住所:熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730)

· 芦北町役場(本庁舎) (住所:熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015)

- ② インターネットの利用による縦覧(別紙 3-2 参照)
 - ・株式会社エルゴジャパンエナジー ウェブサイト https://www.hergo.japan.com/news/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間: 令和3年1月15日(金)から2月15日(月)まで (土・日曜日、祝日を除く。)

・縦覧時間:各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態 とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は2件であった。 (内訳) 芦北町役場 2名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地元からの要請も踏まえ、「環境影響評価法」 第7条の2の規定に基づく説明会の開催を中止することとした。なお、方法書の内容を抜粋した説 明資料は、インターネット利用により事業者ホームページにて公表する他、各縦覧場所に設置した。 今後は、社会情勢を鑑みて時期を検討したうえで、方法書の記載事項を周知するために自主説明 会を開催する方針としている。

(1) 公告の日及び周知方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行ったが、後日、 下記のウェブサイトにて説明会の開催中止に関するお知らせを行った。(別紙1~別紙4参照)

・株式会社エルゴジャパンエナジー ウェブサイト (別紙 4-1 参照)

https://www.hergojapan.com/news/

・球磨村のウェブサイト (別紙 4-2 参照)

https://www.kumamura.com/gyousei/2021/01/12759/

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出 を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月15日(金)から令和3年3月1日(月)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函 (別紙5参照)
- ② 株式会社エルゴジャパンエナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

4名の方から合計で35件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1のとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	(1) 計画地とその周辺の自然環境および鳥類全般につ	
	いて 方法書に記載されている対象事業実施区域、(以下して) 形成という)およびその周辺は球泉がどの貴 が見られる地地形かられる。 お見られる地域である。 などは、16目 35 科85種の をは域のである。 をは域のでようとでは、16目 35 科85種の をがしていれる地域のと考した、15で、大きにの をのからにないがでは、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で	鳥類の現地調査につきまして、方法書 p. 385~388 及び p. 391、p. 400~401 に記載のとおり、任意観察調査及びラインセンサス法による調査における調査における調査における調査における調査における関連とに二次林や植林地、牧草地、伐採跡地に設定しており、出現する鳥類を環境ごとに記録し把握してまいります。また、調査時期は四季各季1回としており、ご指摘いただいている夏鳥についても確認できる計画としております。 当該地において確認されるとあげていただいたセッカやホトトギスについて、文献資料調査において確認種として記載しております(資-3、資-6)。これらの鳥類についても、現地調査において確認していく計画としております。
2	(2) 計画段階の配慮事項 方法書4章の4.3.1騒音及び超低周波音のうち3.評	騒音及び超低周波音の事業実施による環境への影響
	価では、「…騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する。」と記載されているが、保全措置の内容について具体的な記述がない。保全措置の前提として、特に超低周波音の人への影響だけでなく、野鳥や牧場で肥育されている牛等の家畜への影響事例の記載が必要であると考える。もし事例がない、または不足する場合は、貴社が現地で調査する必要がある。	については、今後の現地調査、予測及び評価を行った 結果と併せて具体的な環境保全措置をお示しいたします。 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による家畜や野生動物への影響に関する論文等は、現在のところほとんどないのが現状と認識しておりますが、牧場及びその近傍での風力発電事業は、国内外いずれにおいても多数存在し、牧場経営との共存が図られているところです。今後も引き続き、国内外での事例及び最新の知見の収集に努めてまいります。
3	(3) 環境影響の考え方について 方法書 4 章の 4.3.3 動物の 3.評価では、「鳥類は風 車の稼働に伴うバードストライク等の重大な環境影響	事業計画について熟度が高まるとは、風力発電機機 種の選定によるブレード回転域や位置の確定、改変区

を受ける可能性がある」と記載されている。しかし、影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する根拠として、「クマタカ等の猛禽類調査や渡り鳥の移動状況調査の実施」について触れており、また、鳥類やコウモリ類が上空を利用することへの影響を想定し、

「風力発電機設置位置等の情報が必要となるため、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きについて適切に調査、予測及び評価を実施する。」と記載されている。しかし、熟度が高まるとはどのような状況を指すのかが明らかでなく、また、具体的な影響の回避・低減策や保全措置をどのようにとるのか等の記載がないため、新たに方法書に記載すべきである。

域の策定が行われる段階を想定しております。

事業実施による影響の回避・低減策や保全措置について、現地調査結果を踏まえた予測及び評価を行い準備書に記載してまいります。

(4) 経済産業大臣と県知事意見の順守について

方法書の5章および7章に記載されている経済産業 大臣および県知事の意見を順守した調査や保全措置を 行うことは必須である。特に経済産業大臣は「クマタ カの衝突事故と移動阻害による希少猛禽類への影響」 「サシバの渡り経路と渡り鳥への影響」を取り上げ、 県知事は、「低周波音が、野生動物の生存や繁殖、個体 数等に対して及ぼす影響」「猛禽類の中には、熊本県西 部、中部及び東部を通過するルートで渡りを行う個体 群も存在するため、事業実施により影響を及ぼさない よう検討すること」を意見している。計画地が鳥類に とって重要な繁殖地となっているという視点を踏ま え、質、量ともに十分な調査を実施し、鳥類への影響を 貴社が見解で示すような低減ではなく、回避すること が必須である。それを順守するには、自然環境全般に 対する幅広い視野を持った詳細な現地調査を実施する 必要がある。

鳥類への影響について、方法書に記載のとおり、クマタカ等の当該地に生息する希少猛禽類について生息 状況の把握、サシバを含む渡り鳥については渡り時の 移動経路の確認を行い、その他鳥類、哺乳類、爬虫類、 両生類、昆虫類、魚類、底生動物、植物に係る現地調査 結果も踏まえ、風力発電機の配置等、事業計画を検討 してまいります。

(5) 鳥類調査の方法について

5

方法書の6章にある調査、予測及び評価の手法(動物)では、希少猛禽類と渡り鳥において定点観察法による調査の実施が計画されている。特に計画地ではクマタカの生息地およびサシバの渡り経路の存在が懸念されるが、計画地周辺には水田を有する貴重な里山環境もあり、サシバやツミなどの希少猛禽類が繁殖していることも視野に入れて調査を実施し、それらの繁殖状況を詳細に把握する必要がある。

一般鳥類調査における任意観察調査とラインセンサス法による調査では、特に近年個体数が減少していると言われるアカショウビンやヤイロチョウ、オオルリ、クロツグミ、サンコウチョウなどの夏鳥が、水源を有する保安林で繁殖し、計画地を飛翔する可能性が高く、留意しなければならない。また、カッコウ、ホトトギス、ツツドリなどのトケン類の生息の可能性にも十分留意して調査すべきである。なお、熊本県レッドリストで絶滅危惧 I A 類 (CR) に指定されていることから、夏期に草原環境で繁殖している可能性に注視して調査する必要がある。また、計画地は熊本県レッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群に指定されているホオアカの繁殖地の南限となっている可能性があるので、留意する必要がある。

また、計画地は、悪天候時に渡り鳥の緊急避難先になっていることも考えられる。そのため貴社は、希少種だけでなく一般種や渡り鳥を含めた鳥類全般の空間飛翔調査等を実施し、この地域の鳥類の生息空間に与える影響を評価することは重大な責務である。

さらに、鳥類が夜間も移動していることは広く知られるようになっているが、計画地でも夜間に鳥類が飛翔する可能性がある。夏鳥のヨタカをはじめ、特にフクロウ類の夜間調査は繁殖期だけでなく、年中実施する必要がある。また、冬期はコミミズクやトラフズクなどに対する調査も必要である。他にも渡り鳥の存在も考えると、年間を通して夜間レーダー調査を実施したうえで、風車建設による鳥類への影響を評価すべき

鳥類の調査方法に関して、対象事業実施区域及びその周囲における希少猛禽類の生息状況については、繁殖状況を含めて当該地がどのように生息地として利用されているかを確認してまいります。

一般鳥類調査における任意観察調査とラインセンサス法による調査においては、ご指摘いただいてる環境や鳥類、繁殖状況について留意し現地調査を実施いたします。

また、夜間の鳥類の確認については、方法書 p. 388 に記載のとおり、夜行性鳥類を対象とした鳴き声による確認を行ってまいります。これらの現地調査結果を踏まえ、予測及び評価を実施してまいります。

加えて、周辺の複数の風力発電事業の計画については、事業計画が確定していない段階と把握しておりますが、周辺他事業の計画が確定し、かつ必要な情報が入手できた場合には参考として累積的影響について考察してまいります。

である。

いずれにしても、計画地ではクマタカやサシバをは じめ、ハチクマやノスリ、ハイタカやツミなど上昇気 流を利用して生活する鳥類が多いため、その生息地利 用の状況を詳細に把握することが、バードストライク 等の鳥類への甚大な影響の回避の観点から重要とな る。

さらに、計画地周辺には貴社の他に、大関山、亀嶺 峠、矢筈岳、宮ノ尾山にかけて風力発電事業の計画が ある。自社の計画地における影響評価を実施するだけ でなく、他社とも互いに情報を共有して累積的影響を 評価するという視点で、繁殖する希少種はもちろんの こと、一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設がこの地 域一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。

6 (6) アセス図書の縦覧方法について

アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定めら れているとは言え、縦覧期間が1~1.5か月と短く、ま た、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲 覧は可能であるが、印刷ができないことが多いのは不 便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、 またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成す ることは、現実的ではない。貴社は PDF での提供をし ているとはいえ、作成した意見書の内容の誤りの有無 をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上で は不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地 の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精 査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、 地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。 そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域 の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、ま た、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印 刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時 公開することが難しいようであれば、多くの事業者が 実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒 体でのアセス図書を提供すべきである。

方法書の縦覧方法については、公平性、透明性の確保や縦覧物の管理の観点から、環境影響評価法施行規則に規定されている方法書の縦覧場所に準拠し、配慮書と同様の方法により縦覧を実施いたしました。

また、環境影響評価図書の著作権保護の観点から、 ウェブサイトへの掲載にあたっては編集・印刷に制限 をかけさせていただきました。

なお、準備書以降の環境影響評価図書の縦覧にあたっては、より多くの方がより利用しやすい縦覧場所を 増設するなど、対応を検討してまいります。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(株式会社エルゴジャパンエナジー)及び委託先(日本気象協会)の判断で削除また は要約しないこと。削除または要約することで貴社側 の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重 要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解 には、意見書を全文公開すること。また同様の理由か ら、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容につい ては「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	意見書の内容は、要約することなく、全文記載公開いたします。意見に対してはそれぞれに意見の順番のとおりに回答いたします。
8	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見 (2020 年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること (フェザリング) が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229 (2020 年 8 月,船越公威)	コウモリ類に関する環境保全措置については、現地 調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒ アリング、ご意見いただいた内容も参考に適切な環境 保全措置を検討いたします。
9	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速 (発電を開始する風速) 未満であってもブレードが回 転するのか?仮に採用機種が未定であれば、バットス トライクの予測は「カットイン風速未満であってもブ レードが回転する」前提で行うこと。 (理由:コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	現時点において本事業で採用する風力発電機及びその仕様については決まっておりません。準備書以降の段階においては採用を予定する風力発電機の特性等も踏まえて、影響予測を行ってまいります。
10	■4. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) についてライトアップをしていなくてもバットストライクの発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のもあのがあった。実際にはスカベンジャーによる持ちとりなどによりならに大量のコウモリが死者の見落としなどによりなる。これについて事業者のと予測される。これについて事業を述べて頂きたい。 ※45個体(4種、1~32個体)、2015,07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライカ問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017) ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県、ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式コウモリ3個体、トマコウモリ4個体合計9個体、トコウモリ4個体合計9個体、ヒナコウモリ2個体、トコウモリ3個体合計9個体「成31年4月、岩手県)※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体を電事業ので表記が表記を担当が表記を担当が表記を担当が表記を担当が表記を担当に係る。また、「(仮称)上ノ国第二年4月、株式会社ジェイウインドナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオンドナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオンドナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオンドナコウモリ国の一種1個体、コウモリ類1個体の計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る水ルドナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、ネル・デースをでは、表記を記述を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ総合的に検討いたします。

月、よこはま風力発電株式会社)青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査 報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラ コウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風 力発電事業供用に係る事後調査報告書(第2回)」(令 和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事 後調査報告書」(令和2年10月 コスモエコパワー 株式会社) 岩手県 ■5. コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施し 11 て欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ 今後実施する現地調査により、本地域のコウモリ類 類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレ の生息状況を把握し、その結果を踏まえ、環境保全措置 ードを風に対して並行にし回転を止めること)やカッ (低減措置) の実施について検討いたします。 トイン風速 (発電を開始する風速)を上げるなどの稼働 制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂き たい。 ■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風 12 速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開 今後実施する現地調査により、本地域のコウモリ類 始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザ の生息状況を把握し、その結果を踏まえ、環境保全措置 リング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし (低減措置) の実施について検討いたします。 回転を止めること) すること」 がバットストライクを低 減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 XEffectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B, Arnett and Michael Schirmacher. 2010 ■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 13 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカッ 今後実施する現地調査により、本地域のコウモリ類 トイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザーモ の生息状況を把握し、その結果を踏まえ、環境保全措置 - ド)を行うかもしれない。 (低減措置) の実施について検討いたします。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コ ウモリ類保全にとって最も重要な論点) は「カットイン 風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイ ン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それ は事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘してお コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主 観的) に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置 を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続 きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がな いからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりが あるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調 査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザー モードの閾値」を決めること。 ■8. 環境保全措置の実施時期について 14 これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評 環境保全措置の内容については、国内の最新の知見 価書を読むと、上記の環境保全措置(低減措置)につい や現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討い ては「事後調査で重大な影響 (コウモリの死体) を確認 たします。 してから検討する」といったケースが散見される。しか し保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認 してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」 から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置(低減措置)は「試験運転開始 日」から実施して頂きたい。 ■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 15 予測の不確実性については、特段定義はないかと存 これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評 価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出す じます (「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計 る。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々 画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に 住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。

係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」において利用されている文言となります)。予測には必ず不確実性を伴いますが、その不確実性の程度に応じて環境保全措置や事後調査が必要となるか検討を行います。

16 ■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」

国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし 国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置(低減措置)を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。

「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。

環境保全措置については、現地調査結果や専門家等からの意見、最新の国内の成果等を踏まえ、多面的に検討してまいります。

■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2

17

19

20

国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。

よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」 実施して頂きたい 現地調査については、捕獲調査のほか、高高度を飛翔する種群を対象とした音声モニタリング調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討してまいります。

。 ■12. コウモリ類の保全措置(回避)について

樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。

※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)

環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測は行っていない段階です。繰り返しになりますが、国内の最新の知見や現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。

■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること

今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。

この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。

■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること

今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態

上述のとおり、今後実施する現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、バットストライクに係る影響について適切に予測してまいります。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。

上述のとおり、今後実施する現地調査結果や専門家

は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。

国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。

等からの助言を踏まえ、バットストライクに係る影響について適切に予測してまいる所存です。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。

「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先延ば しにしてよい」とは考えておりませんので、真摯に対応 いたします。

■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターを使用した調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。

よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。

音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。

- 22 ■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査に ついて
 - ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間 (冬眠期を除く1年間)のモニタリングをすること。
 - ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、 日の出1時間後まで録音すること。
 - ・地上からの手動バットディテクター調査については、 すべての風力発電機の設置位置において、日没前か ら日の出後まで自動録音調査を追加するべきであ る。

(意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のため のガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No. 6」,

(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)

- ・音声モニタリング調査について、集音機器の設置は、 ブレード回転域の利用状況が分かるよう、現地状況 により樹高棒の場合は15m、風況鉄塔の場合は10m及 び50mとしております。
- ・音声モニタリング調査の録音時間は、概ね日没 1 時間前から、日の出 1 時間後を含む予定としております。
- ・音声モニタリング調査の調査地点は、現地状況も踏ま えて検討しており、すべての風力発電機の設置位置 に設定しておりません。

■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について

準備書には以下を記載すること。(意見の理由)事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。

- ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名
- ・バットディテクターの感度範囲
- ・バットディテクターの設置高
- ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間
- ・バットディテクターの録音設定の詳細
- 解析及び予測方法の詳細

23

■18.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1

「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ず

することといたします。

ご指摘いただきました内容について、準備書に記載

今後、有識者の助言や最新の研究成果を収集し、バットストライクに係る予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

しも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残 念ながら国内においてバットストライクの予測に関し て具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの 予測について標準化された手法は公表されていない」 「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張す る場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済 産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」 について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求め ■19.月2回程度の死骸探索調査など信用できない 25 コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に 月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかっ た」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等 導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事 業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発 電施設等における環境影響実熊把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018. ■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3 事後調査の内容については、有識者へのヒアリング、 日程度で消失することが明らかとなっている*。よっ 予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続3日間 の調査を月2回以上(もしくは週1回の調査を月4回 以上) 実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録 し報告すること *平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等 導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事 業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発

事後調査の頻度については、有識者へのヒアリング、 予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。

電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.

■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バッ 27 トディテクターを設置すること

コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象 条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気 象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コ ウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バッ トディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時 間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記 録すること。

(意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のため のガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No. 6],

(https://www.eurobats.org/sites/default/files/d ocuments/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)

事後調査の内容につきましては、今後の現地調査結 果、予測及び評価結果、有識者へのヒアリングを踏まえ て検討いたします。

■22.「事後調査」は信用できない

- ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。
- ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいな い。
- ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者で ある可能性が高いので信用できない。
- ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事 業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もな
- ①~④の理由から、「事後調査」は信用できない。

事後調査については、信用いただけるよう、今後も最 新の知見の収集に努め、内容を検討いたします。

事後調査の内容については、熊本県環境影響評価条 例第34条に基づき、報告書(以下、事後調査報告書) として熊本県知事に提出するとともに、一般の方に向 けても公表されることとなります。ご意見にあります ように、住民の方から意見書を提出いただけるような 規定については、同条例に明文化はされておりません が、熊本県環境影響評価条例第35条のとおり、提出し た報告書について必要があると認められた場合には、 熊本県知事より、環境の保全についてご意見をいただ くこととなっております。

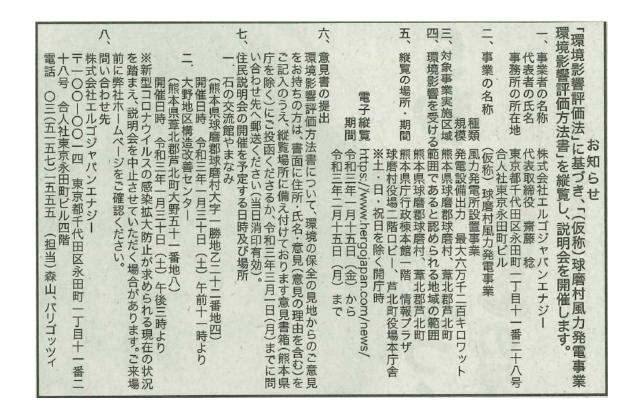
(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響 を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されて おり (バット&バードストライク), その影響評価等に おいて重点化されている. 国内でもすでに風力発電機によるバットストライク が多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実 に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである. このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書 に対して以下の通り意見を述べる. なお、本意見は要 約しないこと.	意見の内容は、要約いたしません。
30	1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒア リングを行ったことは評価される.	ご意見を頂きましてありがとうございます。 ヒアリング結果を参考に、今後の手続きを進めてま いります。
31	2. 設置予定数の 17 基に対して事業実施区域が 477ha では 1 基当たりの面積が狭いのではないか. 密な風力発電機の設置 (配置) は飛翔動物に対する障壁効果が高くなり,消費エネルギーの増加による衰弱死やブレード等に衝突死する可能性も高まる. 事業実施区域の見直しが必要ではないか.	今後の現地調査及び予測・評価の結果を踏まえ、配置 計画等を検討してまいります。
32	3. 捕獲調査において記録する事項として「体長」が挙げられているが、生きたコウモリ類の体長を計測することは極めて困難で個体に対する負の影響が大きい.なぜ「前腕長」ではなく「体長」を記録する必要があるか理由を述べること.	ご指摘のとおり、コウモリの捕獲調査においては、前 腕長の記録を行うことしております。準備書において 調査手法の記録事項について修正してまいります。
33	4. 夜間踏査調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること.	準備書において、記載するようにいたします。
34	5. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査については十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう.	上述のとおり、今後実施していくこととなる現地調査及び予測・評価におきましても、専門家へのヒアリングも行いながら進めてまいりたいと考えております。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	現在、芦北町域をはじめ熊本県南地区さらには鹿児島県北薩地区にわたり、複数の風力発電所計画がなされております。それぞれの事業者さんが建設に向けて影響調査等をされているようですが、それはあくま力を電所が完成稼働し始めたとして、その複合的な影響を検証することは出来るのでは、例としては、別等猛禽類の縄張りは広く、ひとつの山域に生息するのは1つの縄張りは広く、ひとつの山域に生息するのは1つの縄張りは広く、ひとつの山域に生息するのでは、り発電所が工事、完成後稼働となった場合の風力発電所が工事、完成後稼働となった場合にという場合もの縄張りの中に、いくつもの風・という疑問があります。 各事業者さんが調査された結果をもちより、でしまりか。	周辺の複数の風力発電事業の計画については、事業計画が確定していない段階と把握しております。周辺他事業の計画が確定し、かつ必要な情報が入手できた場合には、参考として累積的影響が生じる可能性がある項目に関して予測し提示することを検討いたします。

熊本日日新聞(令和3年1月15日(金))



熊本県公報(第12992号告示、公告、登載依頼)

公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に

令和3年(2021年)1月15日 金曜 能 本 県 報 公

第12992号 8

より作成した環境影響評価方法書(以下「方法書」 という 同法第7条の規 定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 また、同法第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための 以下「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとお り公告する

合和3年(2021年)1月15日 株式会社エルゴジャパンエナジー 代表取締役 齋藤 稔

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる (1)名称 株式会社エルゴジャパンエナジ 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 齋藤
- 東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町 (3) 主たる事務所の所在地
- 対象事業の名称、種類及び規模) 名称 (仮称) 球磨村風力発電事業 (1) 名称
- (2)種類 風力発電所設置事業 (陸上)
- 風力発電所の設備の出力:最大61 (3)規模 2 0 0 k w 風力発電機の基数:最大17基(単機出力:最大3,600kw)
- 対象事業実施想定区域の位置 3

熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町

- 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1)場所
 - 行政棟本館1階情報プラザ 能本県庁
 - 球磨村役場 2階ロビー
 - 芦北町役場 本庁舎
- (2) 期間 令和3年(2021年)1月15日(金)から令和3年(2021年)2月 15日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (3)時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる。) (4)電子縦覧 https://www.hergojapan.com/news/

- 意見書の提出 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項
- (1)提出期限
- 令和3年(2021年)3月1日(月)(当日消印有効) 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問 (2) 提出方法 い合わせ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項 意見書には次に掲げる事項を記載する。
 - 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその 称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 意見書の提出の対象である方法書の名称

 - 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載 すること。) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時:令和3年(2021年)1月30日(土)午前11時から
- 場所:石の交流館やまなみ(熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙22番地4) (2)日時:令和3年(2021年)1月30日(土)午後3時から 場所:大野地区構造改善センター(熊本県葦北郡芦北町大野51番地8)
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を中止する場合がある。来場希望者は、事前にホームページ(https://www.hergojapan.com/ news/)を確認すること。
- 問い合わせ先
 - $1\ 0\ 0\ -\ 0\ 0\ 1\ 4$

東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル4F

株式会社エルゴジャパンエナジー 事業開発部 (担当)森山、バリゴッツィ

03-5157-1555 (土日・祝日を除く)

問い合わせ

日時

1月30日出

午前11時

住民説明会

場所 石の交流館やまなみ

(i 境影響評価方法書」の縦覧等 (仮称)球磨村風力発電事業環

ともに、 評価の方法)をまとめた「環境 風力発電事業について、環境影 ジーが、球磨村で計画している 影響評価方法書」を縦覧すると 響評価の方法(調査内容や予測、 株式会社エルゴジャパンエナ 説明会を開催いたしま

期間 場所 ㈱エルゴジャパンエナジー (仮称)球磨村風力発電事業

時間 午前8時3分~午後5時15分 1月15日金~2月15日月 球磨村役場2階ロビー

1月15日金~3月1日月 意見書提出期間 ※土・日・祝日を除く

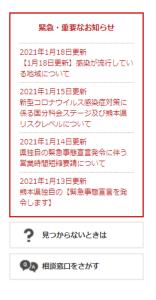
株エルゴジャパンエナジー **2**03 (5958) 8160 03(5157)1555 一般財団法人日本気象協会

○インターネットによる「お知らせ」

(熊本県のウェブサイト)



(仮称) 球磨村風力発電事業 □ 印刷 □ 文字を大きくして印刷 ページ番号:0051607 更新日:2021年1月15日更新 【(仮称) 球磨村風力発電事業】 手続の状況 配慮書終了 手続根拠 環境影響評価法 事業者 株式会社エルゴジャパンエナジー 風力発電所設置事業 事業の種類 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ル (第一種事業)) 事業の規模 発電所出力 最大71.400 kw (計画段階における想定規模) 熊本県球磨郡球磨村、葦北郡芦北町の一部 事業実施想定区域 知事意見照会 今和2年(2020年)5月13日(水曜日)まで 一般意見の募 令和2年 (2020年) 5月14日 (木曜日) から 集及び公告縦 令和2年(2020年)6月15日(月曜日)まで 覧 (現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 配慮書 現地視察及び (審査会:書面審議により実施) 第1回審査会 令和2年(2020年)6月1日(月曜日) ~令和2年(2020年)6月29日(月曜日) 🛼 議事概要(PDFファイル: 令和2年(2020年)7月13日(月曜日) 5 知事意見(PDFファイル:1 知事意見 縦覧期間:令和3年(2021年)1月15日(金曜日)から 令和3年 (2021年) 2月15日 (月曜日) まで 縦覧場所:熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ 公告縦覧 球磨村役場 2階ロビー 芦北町役場 本庁舎 方法書 電子縦覧は株式会社エルゴジャパンエナジーのHP<外部リンク>を参照 (電子縦覧は令和3年 (2021年) 2月15日まで閲覧可能) (現地調査) 現地視察及び 第1回審査会 令和2年(2020年)12月10日(木曜日) 第2回審査会 知事意見 公告縦覧 現地視察及び 第1回審査会 準備書 公脏会 第2回審査会 知事意見 評価書 公告縦覧



(株式会社エルゴジャパンエナジーのウェブサイト)



2021/01/14

(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書の公表について

「環境影響評価法」に基づき、令和3年1月15日付で「(仮称)球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧致します。

(仮称)球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書

方法書の縦覧

事業者の名称	株式会社エルゴジャパンエナジー	
代表者の氏名	代表取締役 翁藤 稔	
事務所の所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 含人社東京永田町ビル	
縦覧の場所	照本県門行政棟本館1階 情報プラザ 球筋村役場2階ロビー 声北町役場4市庁舎	
維造時間	いずれも、開庁時間に準じます。	
報覧期間	令和3年1月15日(金)~令和3年2月15日(月)	
限子縱寬	(仮称) 域磨村風力発電事業 環境影響評価方法畫	
密子線管期期	令和3年1月15日(金)~令和3年2月15日(月)	

住民説明会について

日時	説明会所	住所
令和3年1月30日(土)11時~	石の交流館やまなみ	熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙22-4
令和3年1月30日(土)15時~	大野地区構造改善センター	期本県葦北郡芦北町大野51-8

※新型コロナウイルス原染症の状況によっては住民処理会を中止し、別途方法で説明会の代替えをする場合がございます。 なお、中止とする場合は1週間範までに当該ホームページで公表いたします。

意見書の提出

機能能容別在方法書について、環境の保全の現地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の うえ、解理制所に構え付けております意見書籍(原本県庁を除く)にご検査くださるか、令和3年3月1日(月)までに向い合わせ先へご参 述ください(当日別的有効)。 【短路方法】1・戸州四種用法

問い合わせ先

株式会社エルゴジャパンエナジー 住所: 〒100-0014 東京衛千代田区永田町1-11-28 合人社県京永田町ビル 担当: 事業制発動 育山、パリゴッツイ メーリ: Info®hergojapan.com 電話曲号: 03-5167-1556 お問い合わせ時間: 9:00~17:00(土日祝日を除く)

(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書

【球磨】方法書第0章(表紙と目次) 【球磨】方法書第1章(事業者) 【玻密】方法出新位【每差差】

【玻密】方法已影应【每差差】

【玻密】方法已影应【中层計画】

【玻密】方法已影应【印度的状况】(1)

【玻密】方法已影应【印度的状况】(2)

【玻密】方法已影应【印度的状况】

【玻密】方法出影应【印度的形成形】

【玻密】方法出影应【印度的形成形】(2)

【玻密】方法出影应【印度于现代评価の手法】(1)

【玻密】方法出影应【印度于现代评価の手法】(2)

【玻密】方法出影应【印度于现代评価の手法】(2)

【玻密】方法出影应【印度于现代评価の手法】(2)

【玻密】方法出影应【中度于现代评価の手法】(2)

【玻密】方法出影应【中度于现代评価的手法】(2)

【玻密】方法出影应【中度形成

要約書

(核原) 學的共影の產 (表統上目次) (核原) 學的出影亦產 (無差數) (核原) 學的共享產 (榮華計画) (核原) 學的共享產 (學博特別 (核原) 學的主義經 (學博特別 (核原) 學的主義經 (對自于別及《拜德の手法》(2) (核原) 學的主義經 (對自于別及《拜德の手法》(2)

○インターネットによる「説明会中止のお知らせ」

(株式会社エルゴジャパンエナジーのウェブサイト)



(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書 住民説明会の開催中止のおしらせ

構造的省評率方法書の規制に併せて、下記日信で但其規則会の結構を予定しておりましたが、終型コロナウイルス家項を可能向抗大規定を 課まえ、製産を中世別します。 文章の方には万元に都をおかけしますが、ご理論のほど直しくお難い致します。 また、機能が解析率がに基づく規制会は中止とさせて頂きますが、今後の解型コロナウイルス家庭拡大状況をよび社会「競争を整備」を結 に述めて自主規約会と発揮する方針としております。規約金銭種の日極が決まりましたら、弊社ホームページに掲載的しますのでご課的く ださい。 (仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書の公表について (公告)

「環境影響評価法」に基づき、令和3年1月15日付で「(仮物)球番村風力発電事業 環境影響評価方法書」を総発致します。

(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書

方法書の縦覧 事業者の名称 株式会社エルゴジャパンエナジー 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 稔 事務所の所在地 経難の場所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1 - 11 - 28 合人社東京永田町ビル 照本県庁行政権本籍1階 情報プラザ 球磨村役場2階ロビー 戸北町役場本庁舎 能能時間 いずれも、関庁時間に準じます。 令和3年1月15日 (全) ~ 令和3年2月15日 (月) (仮称) 述籍村風力発電事業 環境影響評価方法書 電子経覧 令和3年1月15日 (金) ~ 令和3年2月15日 (月)

住民説明会について

	日時	説明会所	住所
吐	今和3年1月30日(土)11時~	石の交流接やまなみ	新丰 県球窓部球窓村大字一場地 乙22-4
中止	令和3年1月30日(土)15時~	大野地区構造改善センター	福本県臺北部華北町大野51-8

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に色外・糸名・夏見(意見の理由を含む)をご捉入の うえ、秘密観解に進え付けております意見書籍(第本規庁を除く)にご始回くださるが、令和3年3月1日(月)までに禁い合わせ元人工事 述ください(毎日前年前)。 「政策方法書」に中国発生開始

問い合わせ先

株式会社エルゴジャパレエナシー 会所: ** 100-0014 裏京都(**14四五5年間**1-11-20 会人社専業永田町ビル 起生: 李実製物 和山、パリゴッツィ メール: ** incig@repipiepac.ma 最適番号: 0.5-157-1555 お別・合け世帯: 0.00~17:00 (土日初日を様く)

(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書

要約書

(球磨村のウェブサイト)



Copyright © 2020 Kuma Village All rights reserved

ご住所

「(仮称) 球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご氏名			
「(仮称)球磨村風力発電事業 環境影響評価方法書」について、野 ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください 恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみる) °		見をお持
※閲覧数確認のため、御協力の程お願い			
	令和3年	月	日